(29)　和歌山県和歌山市園部1075番地の19
　　屋嘉比圭子
(30)　沖縄県島尻郡南風原町字宮平741番地
　　宮里　真光
(31)　沖縄県那覇市首里真和志町１の45
　　山城　ウシ
(32)　沖縄県那覇市字天久801番地
　　與那嶺傳榮
(33)　沖縄県那覇市おもろまち３丁目５番１号
　　ソレイユ・ルヴァン公園前７階
　　湧川　朝興
(34)　沖縄県那覇市首里汀良町３丁目80番地
　　Ｃａｆｏｏ　Ｔｅｒｒａｃｅ201
　　湧川　朝彦
(35)　沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納125番地
　　島袋貸家
　　與那城盛祐
(36)　沖縄県中頭郡美里村字宮里29番地
　　儀保盛三郎
(37)　沖縄県沖縄市字胡屋1053番地
　　仲間　勝茂
(38)　沖縄県那覇市字松川296番地
　　金城千代子
(39)　東京都杉並区東田町二丁目213番地
　　真栄田文子
(40)　沖縄県沖縄市字上地352番地
　　仲宗根　栄
(41)　沖縄県那覇市首里池端町43番地
　　宮城　喜正

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

教示２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

教示３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、６か月以内であっても、裁決の日から１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを沖縄県那覇市字真嘉比41番地真嘉比自治会館の掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当組合は、総会の議決により平成二十五年十二月三十一日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
仙台市青葉区錦町一丁目六番二五号
宮城県鶏卵販売農業協同組合
清算人　我妻　和夫

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
茨城県守谷市中央一丁目五番地一三
有限会社さがら製菓
清算人　相良　庄司

解散公告

当組合は、平成二十五年十二月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
埼玉県さいたま市見沼区東大宮六丁目六四番三
あすもコンサルティンググループ有限責任事業組合
清算人　大井　洋文

解散公告

当法人は、平成二十五年十二月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
千葉県柏市篠籠田一一三五番地の一マンション柏サルビア五三〇号
特定非営利活動法人柏市野球連盟
清算人　山村　良雄

解散公告

当法人は、平成二十五年十二月二十二日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
千葉県旭市ロの八六三番地一階
特定非営利活動法人Ｏｒｇａｎｉｃ　Ｐｅａｃｅ　Ｎｅｔｗｏｒｋ
清算人　淺野　禎信

解散公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
東京都千代田区飯田橋四丁目一〇番一号
株式会社村
代表清算人　和田　智子

解散公告

当社は、平成二十五年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
東京都東大和市南街一丁目三七番の二
有限会社ハートビート
代表清算人　清本　一茂

解散公告

当社は、平成二十五年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
東京都大田区大森北四丁目一八番一三号
聖株式会社
代表清算人　中山　弘道

解散公告

当社は、平成二十六年一月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
東京都新宿区西新宿三丁目二番七号
株式会社ゆいしき
代表清算人　石原　礼男

解散公告

当社は、平成二十五年十二月二十六日開催の株主総会の決議により、同年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番一号
サッポロファインフーズ株式会社
代表清算人　河村　慶之

解散公告

当社は、平成二十五年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十三日
東京都港区三田二―七―七ザ・パームス四〇二
株式会社ＮＩＳＨＩＮＯ
代表清算人　尾野　彰則